**マム介護事業部　D-3**

**ご利用（短期入所生活介護）までの流れ{ｈ2}**

**１．ご相談**

ご利用に対してのご相談をお受けいたします。各施設の相談員にご相談ください。

※要介護認定にて要支援1～2、要介護1～5の認定を受けている方が対象となります。

**２．利用申請（利用に必要な書類の提出）**

「京都府介護老人保健施設共通申請書」、「医療法人同仁会（社団）専用申請書」または「居宅サービス利用共通申請書」のいずれか一つに必要事項をご記入の上、ご担当のケアマネージャー若しくはご担当の地域包括支援センター職員を通じてご提出いただきます。

申請書類については以下よりダウンロードしていただくことが可能です。

・京都府介護老人保健施設共通申請書ダウンロード（※1)

・ショートステイマム利用申請書ダウンロード（※2）

・居宅サービス利用共通申請書ダウンロード（※3）

**３．利用判定（利用に対しての判定・検討）**

ご提出いただいた書類をもとに、施設にてご利用の判定を行います。

**４．事前面談（利用者様との面談、状況確認）**

ご利用に際して、ご自宅等に訪問し、ご利用者様の詳しい心身の状況などの確認をさせていただきます。ケアマネージャーの方や地域包括支援センター職員の方に同席いただくこともあります。

**５．サービス担当者会議（利用者様を含めた関係機関による話し合い）**

ご担当のケアマネージャー若しくはご担当の地域包括支援センター職員の主導でサービス担当者会議をご自宅等で行います。

　※待機状況により希望日にご利用いただけない可能性がございますので、ご了承ください。

**６．利用契約**

重要事項の説明をさせていただき、説明内容に同意されましたら、ご利用の契約を交わしていただきます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※4・5・6は同時になる場合がございます。

**７．利用開始**

ご利用者様の快適な生活の場となるように職員一同、誠意をもってお手伝いさせていただきます。

ケアマネージャーさんは、必要に応じて利用予約申し込み用紙※４をご利用ください。

※この流れは状況により変更する事がございます。また緊急の場合には状況に応じて対応いたします。

※ご利用についてご不明な点があれば、各施設の相談員までお問い合せください。